

令和4年度第3回宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会議事録

日 時 令和4年11月2日（水）
午後2時から午後3時30分まで
場 所 宮城県庁行政庁舎4階特別会議室

司会 本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。開会前ではありますが、本日の会議について御連絡させていただきます。

本日の会議は、新型コロナウイルスの感染防止対策といたしまして、会議室で出席されている皆様には、御発言の際も含め、会議中のマスク着用をお願いしております。また、消毒液の設置のほか、マイクの消毒や定期的な換気を行わせていただきます。御不便をお掛けいたしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

〔開会・あいさつ〕

司会 令和4年度第3回宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会を開会いたします。

はじめに、本審議会は、18名の委員により構成されておりますが、本日は、14名の委員に出席いただいております。宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例第17条第8項の規定により、成立条件である半数以上の出席をいただきましたことから、本日の会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

また、本審議会は情報公開条例第19条の規定により公開で行うこととし、報道陣の入室及び撮影を許可しておりますので、御了承願います。

それでは、議事に移る前に、本日の配付資料を確認させていただきます。

事前にお送りしております資料は、会議次第と、資料1、資料1の枝番1から4までございますほか、資料2と資料2別紙、参考資料1から3までございます。

なお、資料の差替がありまして、資料1-1から1-3までと、資料2を、本日机上配布しております。また、席次表と、諮問書の写しを配布しております。資料に不足はございませんでしょうか。

それでは、開会に当たりまして、本日は、ビデオメッセージという形で村井知事より御挨拶を申し上げます。

村井知事 （挨拶）

司会 ここからの議事進行につきましては、和田山会長に議長をお願いしたいと存じます。和田山会長よろしく願いいたします。

〔議事〕

（審議事項 再生可能エネルギー発電施設による森林開発に向けた新たな対策について）

和田山会長 それでは、議長を務めさせていただきます。お手元の議事次第に従いまして、議事を進めたいと思います。

本日は、議題として審議事項1件「再生可能エネルギー発電施設による森林開発に向けた新たな対策について」がございます。

こちらにつきましては、本日付で当審議会に諮問をいただいております。

また、報告事項1件「県内の再生可能エネルギー導入量及びエネルギー消費量について」がございます。

こちらは、現在見直しを行っている再生可能エネルギー・省エネルギー計画の目標達成に向けた進捗状況についての説明です。

それでは、審議事項「再生可能エネルギー発電施設による森林開発に向けた新たな対策について」、事務局から説明をお願いします。

小林室長 (資料1, 1-1~4に沿って説明)

和田山会長 ただいま、審議事項の「再生可能エネルギー発電施設による森林開発に向けた新たな対策について」事務局から説明がありました。

税金が関連する話でもございまして、慎重に考えていく必要があるとは存じますけれども、これにつきましてまず全体内容として、今回、御質問等がございましたら、各委員の方から、挙手をしていただいて、御発言いただければと思います。いかがでしょうか。

松崎委員 抑止して適地に、という目的で負荷をかけてということで、非常にわかりやすい措置だと思うのですが、今回は目的税でなく普通税であるということでしたが、こういう目的で課税するというのは、ワンルームマンション税を見ると手法として一般的だと思いますけれども、目的税にするという方がわかりやすい気がするのですが、この辺りをもう少し詳しく教えていただければと思います。

和田山会長 事務局、回答をお願いします。

小林室長 目的税についてですが、その税収を使う目的を特別に定める税を、目的税とっております。一方で、特に目的を定めず、一般的な行政需要などに充てるものは、法定外普通税ということになっており、確かに森林からの誘導ということを経営の目的とするわけなのですが、そういう意味での「目的」税というわけではないことから、法定外普通税ということになるということで御理解いただければと思います。

松崎委員 税金が集まった時には、こういう目的で使いますというのも議会の方で御審議されていくという、そういう手続きがあるのでしょうか。

小林室長 議会の方で、特に目的を定めないと条例化できないということではないと承知しておりますが、一般的に先ほど申しましたワンルームマンション税の方でも、もし税収があった場合には住環境の改善などに使って参りますということを公にしております。同様にこの新たな税金も、もし導入されるとすればそのような形が適切かと考えております。

和田山会長 税金があった場合には、具体的にどう使われることを想定しているのでしょうか。

小林室長 これも皆様の御意見を頂戴しながら決めて参りたいと思いますが、先ほど御説明したとおり、例えば、適地への誘導に何か費用が生じる、促進区域の設定にかかる費用があるとすればそれに充てるとか、或いは、この税金で税金があった場合を想定してみますと、市町村が「この再エネ施設が地域に共生したものである」と認めれば非課税になりますので、税金が入ってきてしまったということになりますと、この誘導に失敗したことを意味します。ですので、その再エネ施設が設置された市町村に、例えば環境保全の他の取り組みに使っていただくとか、そういうことも検討したいと考えております。

佐藤部長 補足として単純化させていただきます。目的税の場合は、例えば何かの目的を達成するために、それに見合った税金を上げるというような形で組み立てます。しかし今回は誘導が目的なものですから、今お話ししたように、極端な話をすると、税金がゼロでもいいものです。そこが目的税と普通税の違いということですが。

しかし普通税だから用途を決めなくてよいと言っても、何にでも使うというわけにはいかないと思っております。使い道の例として、森林の保全や、再エネ施設の誘導のために必要な経費などに使いたいということです。御理解いただければと思います。

和田山会長 他にございますか。

細井委員 1点目、資料1-2の課税による誘導先として、温対法に基づく促進区域が挙げられています。御説明のあったとおり、市町村が促進区域を設定することができるようになっていきますので、我々市町村の役割が大きいのかなと思えます。しかし、促進区域をどうするかという検討をまさに庁内で始めたところなのですが、なかなか結構難しいなという実感を持っております。

県の方で、ネガティブゾーンという形で、保安林や自然公園などは促進区域にできないという考え方をお示しいただいているところなのですが、具体的に市町村で促進区域の設定ということを考えたときに、いったいどんなところだったら促進区域に設定できるのか、少し積極的に県に関与していただけないかなと考えています。

2点目、この審議会には県内市町村の中から唯一仙台市が参加していますので、市町村を代表して申し上げます。

資料1-3のスケジュールを見ますと、市町村の意見照会が2回ほど予定されていますが、その際にはこの審議会なんかでの議論の過程も含めまして幅広く情報提供していただきたいと考えています。

先ほど申し上げたように、市町村の役割や考え方をしっかりと示さなきゃいけないなと思っておりますので、そういった意味で意見を出ささせていただきたいと思えますし、かつその意見に対しては可能な限りご配慮いただければと思います。以上です。

和田山会長 事務局お願いします。

小林室長 まず促進区域設定に係る支援を、県としても積極的にというようなご指摘だったと思います。我々もできる限りのことを検討して参りたいと考えておりました。

それから、市町村の皆様への意見照会などについて、できる限り丁寧にご指摘だったと思います。おっしゃるとおりだと思います。市町村の皆様方の御理解なしにはこの税は導入できないものと考えておりますので、ご希望があれば個別にご訪問させていただいて御説明するだとか、或いは説明会をするだとか、そういったことを行って、できる限り丁寧に進めさせていただきたいと考えております。

和田山会長 よろしいですか。

事務局、市町村への照会をすでに行ったと、今伺いましたが、事業者に対する説明ももう終わったのですか。

小林室長 市町村の皆様への文書による照会の1回目を先日まず行ったというところで、これから御意見を取りまとめていくという段階です。

また、事業者の皆様への御説明につきましては10月末から、電話等による照会を開始したところでして、現在進行中ということになります。

和田山会長 ありがとうございます。他に御意見・御質問等ありますでしょうか。

吉田委員 初歩的な質問になるかもしれないのですが、今回のこの新税の課税対象となるのは特に規模関係なくなのか。それとも、何キロワット以上なのかというところをお伺いしたいと思います。

小林室長 はい。御回答申し上げます。規模要件等については最終的には多分設けることになると考えております。

ただし「何キロワット以上」とするとか、或いは「森林の開発面積が何ヘクタール以上」とするとか、いろいろな考え方があるところですので、具体的には税の専門家の皆様のお意見なども踏まえながら、今後検討し、骨子案・中間案・最終案などでお示しさせていただきたいと思っております。

和田山会長 ほかに御質問などはありますか。

佐藤憲司委員 一般的な意見ということで。

森林を平易な表現で言えば、使用可能になるまで、約半世紀以上の年月を必要とし、人間に例えるならば、子供が孫の代に建築、その他の役割で使用可能となる。さらにそのまま、幾十年の間、人間生活に役立っている。そして、成長段階では二酸化炭素の吸収、水の保全、景観を合わせ備えている。

一方で風力発電や太陽光発電の設備は使用時間が数十年であることだとすれば、使用及び耐用年数に大きな開きがあり、自然エネルギーとしての森林は人間にとって、狭義的には多大な恩恵がある。

しかしながら、住民にとって最大の懸案は気候変動であり、現状の気候変動も私たちが、アクションを取るより早く進んでしまい、対策を加速しなければ手遅れになりかねない。

そして、時間が決められた温暖化対策であるために、大規模開発が必要と考

えられるが、地域の住民はその近くでの風力、太陽光、その他の発電の設置には大きな障害が発生し、これらの弊害を少しでも緩和するために、住民の理解、協力が得られなければ設置できない。

特に、森林開発抑制に効果的な、洋上風力発電設置が効果的であると私は考えております。

風力発電のメリットは大容量ではあるものの、稼働まで長期間を要し、住民の反対要望を考慮するならば、適地の検討に時間がかかる一方、太陽光は、県民意識の向上にも繋がり、設置期間は短くて進み、いろいろな施策方法が得られる利点がある。

宮城県で言えば、日本海岸の地域と比較すれば、太陽光発電の方が有利と考えられるので、まだまだ利用できる場所が多くあると思う。

例えば、県内の、幹線道路、高速道路の一部、道路脇、使われていない空き地等を利用することや、技術が今現在、急速に進歩しているEV車、自動運転の車などもあります。

将来は道路に太陽光発電が設置できて、ソーラー道路になれば、自動的に充電できるシステムになると考えられると思います。

以上です。

小林室長 御意見ありがとうございます。

森林の役割の大切さについてのご指摘は、私も、県としても、しっかり認識しているところで、森林以外のところに誘導したいということで考えております。

一方おっしゃるとおり気候変動対策は待ったなしで、再エネの推進を必ず進めなければならないということで、そのバランスをいかに図っていくかというところが非常に重要だと考えております。

ご指摘の洋上風力ですが、山が駄目だから海ということだと、漁業権を持たれている漁協の皆様などからの反発も想定されます。一方で今、浮体式といって、あまり海域に影響を与えないような技術の革新等があり、漁業と共生する技術も出てきています。洋上風力のご指摘のとおり計画から運転開始までだいぶ時間がかかるものですから、この税の導入をきっかけにさらに洋上風力の可能性をしっかり検討していけるように、我々も何らかの対策を考えていきたいと思っております。

それから、太陽光発電、これも指摘のとおりでございまして、計画から発電までの期間が短いということで、太陽光発電を、2030年度までの計画の目標達成のためのメインの対策と考えております。

ご指摘がありましたとおり、空いている土地にはなるべく太陽光が設置できるように、また、系統の空き容量があまりないということもありますので、自家消費型を進めていきたいとか、色々と考えてございます。太陽光発電も色々取り組んで参りまして、今回の税の導入によって、再エネの導入が進まなくならないように、しっかり対応して参りたいと考えております。

和田山会長 よろしいでしょうか。

風力発電に関しては、2030年までは温対法の促進区域での導入を目指し、長期的には洋上風力発電もプラスで検討に入れるということですか。

小林室長 はい。

和田山会長 ありがとうございます。

それでは次に、ウェブの方で齋藤委員の方からお願いします。

齋藤委員 2点ほどお聞きしたいと思います。資料1-2の括弧2の、規制強化による手法の限界というところですけども、2つめのところで地域の住民の同意の義務化というようなのは、財産権との関係で困難と書かれています。

しかし、私の知るところによると、再エネ事業者と利害関係者との協定締結を義務づけているような地域もあるというのを見たことがあり、そういう風に考えると、課税だけではなくてこういう地域住民の同意の義務化というのは、全く不可能なのかということについて、その辺どのように考えられているのでしょうか。

また、今回の税金による効果をどのくらい見込まれるかについて、税制研究会の方で議論されるのか、こちらで議論するのか判然としないのですけども、教えていただければと思います。以上です。

小林室長 住民の同意の義務化を条例で規定できないというのは本当なのかという御質問だと受け取りました。

日本全国で、自治体は非常に多いものですから、その条例を調べますと、住民の同意を義務化しているような条例が散見されることは把握しています。しかしこれが憲法等との比較において合憲なのか、適法なのかということについては、裁判が起こってみないとわからないのですが、一般的な行政法上の解釈、論文をいくつか読むと、住民の同意の義務化というものを、条例に定めることは違憲である可能性が高いという見解が、大勢を占めております。我々としてはその大勢の見解に従って、行政を進めなくてはいけないと考えております。

それからもう一つの御質問、税金の効果をどの程度見込むのかと言うことですが、これにつきましては、我々としては、なるべく税収がない、0円というのが理想でして、住民の反対があるようなところに、森林を開発して再エネが導入されるということがないようにしたいと考えております。

これに一番関係してくるのは、おそらく税率になるかと思います。税率を低くしますと、あまり効果がなく、できるだけ高い税率に設定できれば、大きな効果があると考えております。税率の関係もありますので、どのくらいを見込むのかということについては、今のところお答えできないということにさせていただきたいと思います。

和田山会長 齋藤委員、いかがでしょうか。

齋藤委員 はい、状況は理解しました。

それからもう1つ、資源エネルギー庁の方で、最近「再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ」というものを立ち上げられているようで、森林法の規制エリアで行う再エネ施設の案件については手続きを厳格化するようなことも議論されているようですが、そういうところの情報収集というも行われているのでしょうか。

和田山会長 事務局、いかがでしょうか。

小林室長 はい。こちらについては当然国の動きも踏まえて検討をさせていただいてい

るところでございまして、この税という制度の導入を進める一方で、国の方に対する要望といたしましては、F I T制度等において、地域との合意形成を要件などにしてくれるようにと、そういった要望もしています。

国の制度改正と両にらみで、この制度の検討を進めておりますが、国の制度改正があったとしても、さらにこの税制の方は必要だと考えております。

和田山会長 ありがとうございます。それから、ウェブで参加の木村委員、御質問をお願いします。

木村和博委員 まず新税導入についての経緯について、説明にもありましたが、県内の市町村において、条例制定により、抑制区域を指定しているところがあり、市長が認める区域も指定できるという内容になっています。例えば石巻市の条例においては、事業抑制区域において事業を計画する場合は市長と協議をして、協議が終わらなければ事業に着手してはならないとされています。しかし森林開発については許可基準を満たせば許可をせざるをえない状況があるというようなことから、このような条例による規制では不十分ということで、課税制度を検討することになったということによろしいのかという確認をさせていただければと思います。

それから、新たなこの税の導入につきましては、森林開発抑制について、あらゆる方法を検討した結果、なかなか有効な手段が見つからず、促進区域に誘導するために、そちらの方は非課税というインセンティブを与えるということであれば、導入を抑制したい区域に対して課税という、こういう手法も大変有効な手段の一つであると考えます。

しかしながら先ほども意見が出ましたが、税負担をしても儲かるビジネスケースがあるとすれば、どの程度の抑制効果があるだろうという疑問に思うところもあります。

先ほどよく聞き取れなかったのですが、この税負担のところについては、回答しかねるというような内容だったと思います。今後、税制研究会で検討される内容になるのだらうと思いますけれども、事業者が事業断念するような経済負担がどの程度のものになるかというのを **考えていらっしゃれば** 教えていただけますでしょうか。

それから、最後にカーボンチャレンジとの整合性についてということで、目標達成は十分可能であるということですがけれども、設置反対要望が出ており、その数も少なくはないような状況で、今後の動向が非常に気にかかるところです。それで、課税により抑制された施設の規模、それから導入促進区域への誘導、これがどの程度できるかによって、目標の達成に影響を及ぼすのではないかと思うのですがけれども、促進区域の設定について、現在、県内各市町村の動き、それから、現在計画されているものの中で、抑制対象になるような事業計画があるのか、支障のない範囲で結構ですので、参考に教えていただければと思います。

和田山会長 はい。事務局、いかがでしょうか。

小林室長 ありがとうございます。

まず市町村でも抑制区域などを用いて、規制による再エネの抑制を図っているということでそのことについての見解とまず一問目をとらえました。

本県が作りました、「太陽光発電施設の設置等に関する条例」でも設置規制区域というのを設けております。これは土砂災害の恐れが高くハード整備に対する規制がかかっている区域、例えば砂防指定地などとしており、設置規制区域内は、原則として太陽光発電施設の設置を禁止しています。

ただし、そういう区域でありましても、例えば絶対に土砂災害が起きないようなしっかりした擁壁を作るとか、土地をずっと削って、平にしてしまうと、そういう対策をとられますと、許可せざるを得ないことになります。

財産権との関係から、合理的な理由がない状態で設置を許可しないということは難しいのだろうと考えてございます。ですから、市町村との協議が必要だということで、その協議の中で市長の意向が事業者の方に伝わり、様々な対策を取られていくという効果は期待できますけれども、それをもって、設置を許可しないということは、合理的な理由がなければ、なかなか難しいと考えております。

よって、そういった手続きを課すことによる事務処理コストよりも、税をかけるという、直接的・経済的な負担を重くするといった方が、事業者の皆様にとっては、効果が高いのだろうということで、この税制度の選択をしたいと考えたところです。

それから2番目、税による抑制効果とか誘導効果、どの程度効果があるのかという再度の御質問だったということで、理解をいたしました。

税による効果は税率に非常に大きく依存するのかなというふうなことで考えておりますが、これが非常に難しいところございまして、条例案の議会の承認を得られた場合でも、その後、総務省に協議をして、同意が得られないと、税として導入できないということになっております。

その同意の条件として、ネガティブリストが示されてございまして、つまりこの条件に当たらなければ、税を導入していいですよということなのですが、その条件の一つとして、住民の負担が著しく過重となるものにつきましては、国は同意をしませんよとされています。この著しく過重という負担の基準はないそうですが、著しく過重じゃないのですけども過重な範囲で、できる限り効果があるような税率を課し、この税の効果を高めてまいりたいと考えております。なるべく事業者の皆様には、促進区域とか、そういうところに、誘導できるような税率、そういうものを考えております。

それから、3問目は促進区域の設定についての県内の動きについての御質問ととらえました。促進区域の設定に関しましては、県がまず「促進区域から除外すべき区域」というものを、計画で定めるということになっており、先日中間案をお示ししました「みやぎゼロカーボンチャレンジ 2050 戦略」の中で、促進区域から除外する区域の案もお示ししました。

このみやぎゼロカーボンチャレンジ 2050 戦略は、条例に定める計画で、議決が必要ですので、来年2月に行われる県議会での議決を経て初めて決まります。その計画の中で定められた「促進区域から除外する区域」を見て、各市町村が促進区域を定めていくこととなりますので、現在、宮城県内で促進区域が定められたところはまだございません。

日本国内においては、長野県内の1町で促進区域がこの間、設定されてお

り、国内においてもあまりないという状況です。

先ほどの仙台市さんへの御回答で申し上げましたけれども、促進区域の設定がうまくいきますように、県としても市町村の皆様を可能な限り支援して参りたいと考えております。

和田山会長 よろしいですか。ありがとうございます。ほかに御意見はありますでしょうか。

木村一郎委員 論点を3点いただいておりますが、それに対する意見として述べさせていただきます。

新たな税の導入の必要性についてですが、発電設備の立地にあたっては、周辺環境への影響等について丁寧に説明して、地域の方々から御理解をいただきながら進めていくことが重要だと考えております。先ほど事務局より、再エネ設備の建設計画をめぐる反対活動の状況や、規制強化が有効に機能しないとの見立てについて説明をいただきましたが、今後、地域とのトラブルが多く発生することが懸念される状況を踏まえれば、適地への誘導を目的とした新税の導入も、やむを得ないのではと考えているところです。

ただし、あくまでも今回の新税は適地誘導が目的ですので、資料1-1、新税の基本的考え方に記載されておりますとおり、稼働済み及び着工済みの施設への課税は避けるべきだと思います。

ただ、着工前の時点で、事業計画とファイナンスは固まってしまうので、着工済み案件への課税は、事業計画に与える影響が大きくなってしまいますことから、事業者とのコンセンサスというのは、なかなか困難だろうと思います。

次にみやぎゼロカーボンチャレンジ 2050 戦略、中間案との整合性についてです。

最近の社会の動向を見ますと、地域の環境に悪影響をおよぼしかねない一部の再生可能エネルギー事業をとらえて、全般的に再エネ設備が迷惑施設であるかのような認識が醸成されつつあると懸念しております。

一方の戦略では、再生可能エネルギーを最大限導入すると記載されており、県としても地域と共生した再生可能エネルギーの利活用を推進していく立場だと理解しているところです。

個別の事業については、事業者が周辺環境への影響などについて丁寧に説明し、地域の方々から御理解をいただきながら進めなければならないことはもちろんであります。県におかれましては、再生可能エネルギーに対して、地域の理解が進むよう、普及啓もう活動に努めていただくようお願いしたいと思います。

3点目、課税に対する誘導策、促進区域等についてです。

資料1-2、課税による森林以外の誘導先の想定例として、風力発電は2030年までは、温対法に基づく促進区域等に誘導するとされていますが、前回の審議会でも議論があったとおり、県独自の除外区域が設定される中、確実に適地は減少しますので、県内の風力発電開発は、急ブレーキがかかるのではないかと見ております。

県として、どのような見通しを立てているか、また対応策についてお考えになっていることがあれば、お伺いしたいと存じます。

また今回の新税は、再エネ施設設置に伴う反対運動など、地域でのトラブル防止が出発点であり、地元自治体及び周辺住民との良好な関係のもと、円滑に進んでいる事業については非課税としていただくようお願いしたいと思います。ついては、資料1-2、温対法に基づく促進区域等への誘導に記載されているような、非課税の検討は、ぜひ前向きにしていきたいと思えます。

和田山会長 どうもありがとうございます。それでは今御要望があったと思えますが、事務局から御回答をお願いします。

小林室長 はい。ありがとうございます。税の導入はやむを得ないということで御意見いただきまして大変ありがとうございます。

一般的な地域との共生という部分について申し上げたいのですが、私、ある県議会議員の先生からお話いただいた中で非常に強く覚えていることがあります。再エネの導入をきっかけに、それまで築き上げてきた地域のコミュニティが、それこそ再生不能というか、非常に大きなダメージを受けてしまって、地域分断が起きてしまった、地域住民の方にとって非常に不幸なことであったというようなお話を頂戴いたしました。

我々としては、やはり再エネの導入によってそのような事例が起こるのは避けなければいけない。そういうことも考えて、この税を導入したいと考えているところです。

一方で、地域に非常に喜ばれている再エネ施設もあります。電力さんからお話を伺ったのですが、例えば風力発電で林道を整備したことによって、住民の方々にも喜んでいただいて、地域の林業の活性化に繋がったとか、或いは地域の方々が中心になって太陽光発電事業を営んでいるところもあります。このように地域住民に、再エネがあつてよかったなと思っただけのような再エネ事業、これをぜひ推進していきたいと考えているということです。2番目の御指摘でありましたとおり、再エネ全般が迷惑施設だと考えられてしまっている誤解を、なるべく払拭できるようにして参りたいと考えております。

それから、事業者とのお話ということで確かにファイナンスの問題があるということは認識しております。そこは丁寧に御説明をしながら、御理解がどこまで得られるかは非常に難しいところですが、稼動済み、或いは着工済みの施設は避けるということをもって御理解いただくように、説明に努力して参りたいと思えます。

それから、風力について急ブレーキがかかるのではないかなというお話でございました。確かに、風力発電は現在、地域の反対運動が非常に多い施設でもあります。一方で、風力発電施設を作りたい、作ってもいいですよと言っている市町村さんもあるのは事実で、これは本当に市町村や、地域の皆様の考えお一つだと考えております。

我々としては先ほど申し上げましたとおり、地域の皆さんが嫌がっている、来ないで欲しいと思っただけのような再エネではなくて、そういった、地域に受け入れていただけるような風力発電施設の導入が進むようにしたいと考えています。今反発が起きているようなところでも、もしかしたら、事業者の方々に丁寧に御説明いただく、或いは地域振興策や地域の環境保全策等も御説明い

ただ等によって、もしかしたら受け入れていただく風力発電が増えるかもしれません。そのようなことに期待したいと思っております。

若干はブレーキがかかるかというところは覚悟しておりますけれども、やはり再エネ導入目標が達成できるように、我々としても努力して参りたいと考えております。

和田山会長 どうもありがとうございます。他に御意見ありますでしょうか。

佐藤万里子委員 今風力発電のお話がありましたけれども、秋田では風力発電が活発に行われており、日本一の新エネ供給基地を目指しているというようなことで、先日秋田の経済委員の方にもお話を伺いました。

今まで地域の邪魔物となっていた風が有効に活用されているということで、その地域の方に大変喜ばれているとのこと。これは秋田県と、開発の人たちが、ビジョンをその地域住民の方達に明確に示し、シンポジウムを何年も重ねて、経済効果もあるということを広くわかっていただいたということで、今まで反対にあったことがないというようなお話も伺いました。

やはり、県が先頭に立って、これだけ良い効果があるとか、そういうことを丁寧に説明していくというの、住民の方たちにわかっていただく一つの方法だと思いますので、ぜひそちらの方も、重点的に考えていただけたらと思います。以上です。

小林室長 御意見ありがとうございます。大変貴重な御意見だと思います。地域と共生した風力、これはたくさんあると思いますので、県としても、何らかの機会をとらえまして、広く県民の皆様に御理解をいただいて、風力発電の導入も進むように努力して参りたいと考えております。

和田山会長 はい、ありがとうございます。

いろいろな御意見を賜りましたけれども、この審議会のミッションが、再エネ省エネの促進であるということが前提としてあります。その目的を達成する方策、ひとつの提案として、税金を事業者に課すことで、それをインセンティブに、再エネを問題のより少ない地域に誘導していき、結果としてみやぎゼロカーボンチャレンジ 2050 というものを達成していくという方向性ということをご確認いただきたい、というふうな御提案だと思ってお伺いしました。

そこで、事務局から御説明があった流れに沿って、特に配布されている資料の1-4の案について、この案を定めてよろしいでしょうかということ、決をいただきたいと思うのですがよろしいでしょうか。

(異議なし)

はい。ありがとうございます。

それでは、お配りした案のとおり、この方針で進めていくということでご了解いただいたと了解いたしました。

それではどうもありがとうございました。

〔議事〕

(報告事項 県内の再生可能エネルギー導入量及びエネルギー消費量について)

和田山会長 次に、報告事項 1 件「県内の再生可能エネルギー導入量及びエネルギー消費量について」、事務局から説明をお願いします。

小林室長 (資料 2, 資料 2 別紙に沿って説明)

和田山会長 ただ今、報告事項の「県内の再生可能エネルギー導入量及びエネルギー消費量について」事務局から説明がありました。これにつきまして、御質問等がある場合は挙手をお願いします。

細井委員 直接この資料に関係ないのですけれども、省エネという関係で、御意見一言申し上げたいと思います。

みやぎ環境税の税込の確か概ね 2 割程度を財源とする「みやぎ環境交付金事業」というのがあり、地球温暖化などの環境課題を解決する事業に対して各市町村へ交付金という形で補助金ですかね、お金をいただいているような事業をさせていただいているものです。

その中に、公共施設等の照明の LED 化に関する事業というのがありますが、これが令和 6 年度からこの事業の対象から外されるというような通知があって、困ったなということで発言をさせていただきました。

対象外となった理由はおそらく昨年度の包括外部監査で、監査委員の方から「照明器具として LED 照明が一般的に普及していると考えられるため LED 化に対する補助の必要性が認められるかどうかの問題になるという前提の中で、要するに LED 化に対する補助については効率性・有効性に乏しい」と、こういったことが意見として述べられていた結果かなとは、理解はしているのですが、わが市においても、公共施設の照明、或いは街灯の LED 化ってことでこの交付金を活用させていただいています。かつ、他の市町村においても、この LED 化の事業で、かなり活用されていると聞いており、そういった意味では、非常に有効なメニューだったのではと思いますので、改めて各市町村の意見とか或いは現状については確認をしていただき、ぜひ慎重なご判断をいただけないでしょうかというお願いです。以上です。

和田山会長 どうもありがとうございます。エネルギー消費量に関する話だと思いますけれどもいかがでしょうか。

小林室長 こちらの、LED 照明の補助金などにつきましては、環境税を原資に行っている補助事業ですけれども、担当しているところが環境政策課というところとして、ただいま頂戴しました意見を、私の方からお伝えいたします。ただ、包括外部監査の方で指摘があったというのは事実のようでした、それに基づいて判断したものと認識しておりますが、どのような対応ができるのか、担当課の方に検討させたいと考えております。

佐藤部長 担当課が来ていないということもあるのですけれども、私の方で持ち帰りまして確認します。それから市町村の意見をよく聞いてくれというお話もありましたので、それもよく確認しながら、検討させていただきます。よろしく願いいたします。

細井委員 確かに有効性みたいなことでいうとその使用率の削減量ということではそんなに大きくはないのかもしれないのですが、けれども市町村レベルでいうとやはり照明のLED化は、有効な省エネルギー策の本当に一つであると認識していて、わが市もそんなふうを考えておりますので、そういう意味では他の市町村も同じような考え方じゃないかなと思っています。非常に使いやすいというか、まずは身近なところでやっていける、温室効果ガスの削減の施策の一つだろうと思っているので、その辺りを考えていただければと思って発言をさせていただきました。

和田山会長 どうもありがとうございます。それではその方向でご検討いただければ。それでは、他にございますでしょうか。よろしいですか。それでは報告事項への質疑を終了させていただきます。

[その他]

和田山会長 その他につきまして、事務局から何かございますでしょうか。

小林室長 次回の審議会につきましては、12月中旬の開催を予定しており、本日審議いただいた再エネ施設に関する新税について、継続して御審議いただくとともに、「みやぎゼロカーボンチャレンジ 2050 戦略」の最終案について御審議いただく予定です。

今回の審議会終了後、12月の日程について照会いたしますので、御回答のほどよろしくお願いいたします。

和田山会長 その他にございませんか。
それでは、以上をもちまして、本日の議事を終了します。ありがとうございます。それでは事務局に司会をお返しします。

[閉会]

司会 和田山会長、大変ありがとうございました。
それでは、以上をもちまして、再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会を閉会とさせていただきます。
本日はお忙しい中御議論いただきまして、大変ありがとうございました。